

西会津町農業委員会

第15回 西会津町農業委員会総会 議事録

開催期日 令和3年10月20日

西会津町農業委員会

第15回 西会津町農業委員会総会議事録

1. 期日

令和3年10月20日

2. 場所

役場大会議室

3. 招集者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

4. 出席委員

(農業委員)

2番委員 佐藤 健一 3番委員 三瓶 常夫 4番委員 岩原 稔
5番委員 矢部 幸彦 6番委員 江川 政次 7番委員 三留 弘法
8番委員 小原 利道 9番委員 仲川 久人 10番委員 星 敬介
11番委員 佐藤 正光 (10時20分出席) 12番委員 江川 新壽

(推進委員)

2番委員 伊藤 一郎 3番委員 杉原 徳夫 9番委員 山口 幸平
11番委員 猪俣 久一

5. 欠席委員

(農業委員) 1番委員 渡部 定衛

6. 総会に出席した職員

事務局長 矢部
事務局次長 高津
事務局員 秦

7. 開会

午前9時56分

8. 閉会

午前11時16分

議長 おはようございます。
だいぶ寒くなりました。健康管理には十分気をつけていただきまして、コロナに負けないからだ作りを宜しくお願いいたします。
11番が遅れるという連絡がありましたので、ご報告いたします。

議長 これより総会を開会します。
本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して10名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。
それでは、これより「第15回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

議長 それでは会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第30条の規定により、
5番 矢部 幸彦 委員
8番 小原 利道 委員
にお願いします。

議長 続いて、会議次第3・報告事項に移ります。
報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告いたさせます。

事務局次長 主要業務について報告する。
本日お渡ししました別紙の写し、「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について、前回の総会で意見を募ったところ、意見ありまして、4 (3) 新型コロナウイルス対策について、コロナ禍によるコメの売り上げの減少のためJA概算金の大幅な下落となり、生産農家は厳しい状況に追い込まれている。
稲作経営の安定化を図り、生産農家の耕作意欲につなげるために、米価下落による減収に対して、支援をお願いしたい旨を(一社)福島県農業会議代表理事会長鈴木理に会長了解のもと、回答しました。

議長 ただいま報告のありました「主要業務報告」について、委員各位の質問、意見を求めます。

議長 ないようですので、これで質問を終わります。

議長 続いて、会議次第4・付議事件に移ります。
議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について説明する。

議長 事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された杉原徳夫推進委員の報告をお願いします。

杉原推進委員 10月12日午前9時から岩原 委員と星 委員の3人と事務局次長が参加して現地調査を行いました。なお、当日代理人の平松行政書士が立会いされました。

まずは、20ページ字切図をご覧くださいと思います。今回申請しているところは、〇〇です。隣の〇〇を併せて住宅を建てたいということです。〇〇につきましては既に宅地になっていることでありまして、〇〇を宅地に転用したいという申請であります。位置図をご覧くださいと思いますが、18ページに申請地がありまして、周辺の地形がわかるかと思いますが、宅地申請をしたい土地の南側、西側には町道が走っておりまして、そこから外れた部分が田んぼになっております。これにつきましては基盤整備されており、農振農用地になっているということです。

今回の申請地では住宅の一部として使われておりまして、現況写真を見てのとおりでございまして、更地になっていたということで、一庭地を割っているということです。住宅を建築しても周辺農地には全く支障のない場所であるという現地の確認をしてきたところでありまして、宅地転用による周辺農地への支障はないということを報告させていただきます。

議長 事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 質問なしとします。
これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行ないます。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。
これから、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第2号「土地の現況確認について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 土地の現況確認について説明する。

議長 事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された猪俣久一推進委員の報告をお願いします。

猪俣推進委員 現況を確認したところ、現在家が建っております。これは農地のまま建てたということで、登記簿上では畑ではありますが家が建っていたり、木が伸びたりしております。耕地としては耕作できる状況ではありませんでした。

本人曰く、定年後自宅に戻りまして、ここに家を建て替えしたいという話を聞きました。

家については固定資産税課税証明書では地目が宅地となっており、昭和59年に建築しているそうです。

以上により、農地に復元するための条件の整備が著しく困難でありまして、農地にはならないという判断であります。以上です。

議長 事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行いません。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。
これから、議案第2号「土地の現況確認について」を採決します。
本案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「土地の現況確認について」は原案のとおり承認いたしました。

議長 続きまして、議案第3号「非農地の現況確認について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 土地の現況確認について説明する。

議長 事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された伊藤一郎推進委員の報告をお願いします。

伊藤推進委員 10月12日に岩原委員と星委員と高津事務局次長と行きましたので現況を報告いたします。

この土地全体の状況をみて、山林になっており、耕作できる状態ではない、今後この土地を農地として復元しても継続して使用することが不能であると判断しました。航空写真のとおり、山林で、その農地は畑でありながら杉が大きくなっており、元に戻すことできない状態の土地でした。以上です。

議長 事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移りません。

議長 これから討論を行ないます。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。
これから、議案第3号「非農地の現況確認について」を採決します。
本案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地の現況確認について」は原案のとおり承認いたしました。

議長 続きまして、議案第4号「非農地の現況確認について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 土地の現況確認について説明する。

議長 事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された山口幸平推進委員の報告をお願いします。

山口推進委員 議長が申し上げたとおり、代理人として長谷沼清吉さんに立会いいただきました。この筆数が多い全ての土地を確認いたしました。畑、田などいろいろ地目はありますが、現在では耕作できるような状態ではございません。

判断理由といたしましては、一部を除いて立入も困難な農地であるため、近辺の周囲の状況からみて山林になっており、耕作できる状況ではない。

今後この土地を農地として復元して、継続して利用することはできないと認めました。また航空写真上の山林であり、〇〇は農振農用地のため除外といたしました。以上でございます。

議長 事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 なしと認めます。
これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行ないます。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。
これから、議案第4号「非農地の現況確認について」を採決します。
本案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「非農地の現況確認について」は原案のとおり承認いたしました。

議長 続きまして、議案第5号「農地利用集積計画の決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明（利用権3件）

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を行います。

事務局次長 訂正依頼。
178番の期間を5年から6年に訂正。

議長 179番、180番の借り手は当事者ではないのか。

事務局次長 推進委員は、議決権がありませんので、当事者には当たりません。

議長 これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これで討論を終わります。
これより議案第5号「農地利用集積計画の決定について」を採決します。
お諮りします。議案第5号「農地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議案第5号「農地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で本日の付議事件はすべて終了しました。
続いて、次第5・その他 に移ります。

(1)「令和3年度福島県下農業委員会大会について」の説明を求めます。

事務局次長 「令和3年度福島県下農業委員会大会について」の説明
この場において、参加者の取りまとめを依頼

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより協議を行います。

議長 先ほどもありましたが、農業委員の3番、8番委員にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(両委員から了解の声)

議長 三瓶常夫委員と小原利道委員にまず確認をさせていただきました。
参加者は5人ということですね。

事務局次長 一応、参加者は5名ということになっていますが、5名以内ということになっておりますので、5名にこだわらなくてもよいと思われます。

議長 それでは確認させていただきます。3番、8番、11番、そして私と事務局次長の5人ということでいかがでしょう。

(異議なしの声あり)

議長 では、そのようにお願いしたいと思います。

議長 これで協議を終わります。

議長 続きまして(2)合同農地パトロールについて事務局の説明を求め

ます。

事務局次長 昨年も実施しましたが、今年も実施したいと考えています。
11月19日金曜日の総会終了後、実施したいと思います。
場所については、8月の農地パトロールの際に特に見てもらいたいところがありましたら、提案をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより協議を行います。

議長 ないようですので、総会が終わりましたらパトロールを実施します。
調査地区は尾野本地区、新郷地区ではありませんか。

9番委員 なぎの平はどうですか。

議長 新郷地区でお願いしたいと思います。
他に野沢地区ないですか。

杉原推進委員 ○○の調査をやっている中で、町会議員をやっていた○○さんから提言がありました。パトロールの地域に畑に木を植えている人がいます。だいぶ大きくなっているようで、2ヶ所あり、○○のほうと○○の○○の近くの方にもあります。
「農業委員として、それをそのまま野放しにしておいてもいいのか。かなり前から言っているのだが、まったく解決されていない。」ということでした。

事務局次長 その土地なのですが、そこは○○の○○さんの土地なのですが、植えたのは○○さんの○○がエンジュの木を植えて将来的に使用したいということで植えたらしいのですが、当然あそこは違反転用ですので、本人を呼んで、適切にやってくださいという旨を説明はしてあります。

杉原推進委員 そういうことをしている方がいる訳で、またそれを指摘する方もいるので、これは農業委員として黙認していいのかということですが。だんだん木が大きくなってくると周囲の畑に影響が出てくるのではないかという懸念があります。

議長 それではその場所と新郷の2ヶ所でいかがでしょうか、皆さん。

(異議なしの声あり)

議長 それではその2ヶ所で決定したいと思います。

議長 これで協議を終わります。

議長 続きまして(3)当面の日程について事務局の説明を求めます。

事務局次長 当面の日程について説明

議長 続きまして、(4)次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 次回総会開催日について説明

議長 続いて、(5)その他に移ります。
事務局、何かありますか。

事務局次長 広報10月号の農業委員会特集号について掲載をしたので旨の説明

最近、農業作業中の事故が多いので、注意するように呼び掛けてください。

議長 委員の皆さんより他にありませんか。

10番委員 次回の服装はどのようにすればいいか。

事務局次長 通常であれば正装なのですが、今回は総会の後に農地パトロールがありますので、農地パトロールをするときの服装で会議に出席するようによろしく願いいたします。

10番委員 勉強のために教えていただきたいのですが、25ページの中盤にある許可基準に定める農地の区分運用(第2の1の(1)の2の(2)のcの(e))これはどういうことなのか。

事務局次長 これにつきましては、農地法上、転用するにはただ農地を転用するというだけではなく、転用していい農地の基準があり、各皆様に以前お配りしましたパンフレットの農地法という書類のなかの29ページに農地の状況、農地の許可の方針とありますが、農地の区分の生産の高い優良農地から市街地までの農地がありますが、農地区分に合致した土地ですと、許可ができない土地や、許可をしていいような土地の区分になっています。

農用地区域内の農地だと原則農地転用できないことになっています。ただし、農用地区域内を除外すれば、許可になる場合もありますし、第一種農地という、今回の申請のように、周りが農地で生産力の高い農地につきましては、原則不許可なのですが、ただし先ほど申し上げた通り、集落接続事業を使えば他に建てる場所が無ければ農地を転用する許可を例外的に認めることがあります。

第二種農地としましては、第一種農地ほどではありませんが、同様に他に適切な場所がないということであれば、許可要件になります。

第三種農地というのは、場所としましては主な市街地にある農地で、例えば、役場のすぐそばに農地があったとして、そこを転用したいということであれば、数百メートル以内に公共施設があったり、住宅が50件以上あったりということになると、農地の転用許可になったりするということです。

この農地区分につきましては場所によってはいろいろ違いがありますが、それによっては簡単に許可申請の要件として該当する場合がありますし、該当しない場合もありますので、その場所を確認してから判断するようになります。

杉原推進委員 どういう決まりかということではなく、この資料について番号がどこから来ているのかということを知りたいのではないかと。

事務局次長 この番号につきましては、「農地法の運用について」の制定について国からきた文章のなかの項目について書いてある番号をつけさせていただきました。本来ですと制定の文書に基づいて、農地法の運用について、該当するかしないかを決定させていただきました。

9番委員 町民の複数名の方から確認して欲しいというお願いがありましたの

で申し上げたいと思います。非農地や農地の現況確認調査において、農振農用地のためにこの田んぼは外せませんということで、今回の筆のなかにも何筆かあったと思うのですが、現況が山林になっていて、現況は田んぼになっていたら外せないという理由づけはわかるのですが、町民の方々からしたら、どのようにすれば外すことができるのかという質問を受けるのですが、このような場合にどういった対応をしていけばいいのかということをお聞きしたいです。

事務局長 今回の議案のなかにも農振農用地を除外するという事例がありました。

農振農用地は農業振興地域整備計画と呼ばれる、県の許可に基づいて町が農用地として、法律にもとづいて今後守っていくという定められたものでございます。もし、外すということであれば、農業振興地域の除外という手続きが出てくるのですが、これは通常その手続きに沿って、進めれば除外することは可能ですが、なかなか制約があつて難しいということになります。変えるすれば整備計画見直しの時に県と協議して外していくということになるかと思ひます。計画期間がございすが、期間の終了前にまた農用地の設定がありますので、その時に県と協議して外すべきところは見極めて外していくような作業が必要になると思ひますので、その際にはもう一度洗い出して外していくような検討が必要になると考えています。

今のところなかなか申請を出しても県の許可を出すのが難しい状況であるということですが、また県と協議して参りたいと思ひます。

やはりその前に町のどういったところが農振農用地で既に耕作しておらず森林化しているという場所がどれくらいあるのかというのを把握しておく必要があると思ひます。

事務局次長 もしそういった場所が分かれば教えて頂ければ、こちらの方で保存して、農振担当者に“ここは非農地になりそうだ”ということをお伝えたいと思ひますのでご連絡をお願いします。

事務局局長 まず農振農用地については、かつて基盤整備をして、国のお金も入つて、整備したという経緯もありますので、今現在としては、国、県として難しいだろうと思ひますが、将来的に耕作は現実的に難しいというような状況を説明しながら外すというように県と協議して参りたいと思ひます。

議長 場所はどこですか。

9番委員 前回、現況確認した土地1筆と〇〇さんが〇〇さんより譲渡された土地1筆、〇〇さんの山林化した田があります。

議長 あとで相談することによいですか。

9番委員 いいです。

議長 他になければ、以上で本日予定されておりました案件は全て終了しました。

議長 これで「第15回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。